

# 凡 例

本書は、2021年6月30日現在における内航登録船（内航海運業法上の登録を受けた者が所有する船舶）の総トン数100トン以上を収録した。  
 データについては、当所が船主、運航者及び造船所に調査を依頼した結果に基づき、国土交通省海事局、ならびに日本内航海運組合総連合会（以下総連合会という）の協力により作成した。

本書編纂の方針として

1. 本文中の各船舶の配列は、総トン数の大きい順とし、同じトン数は船名よみ昇順とした。
2. 計量単位ならびに記号は、計量法及び計量単位令の定めによった。
3. 年号は建造等承認番号を除き西暦で表示した。
4. 本書は、2021年6月30日現在であり、その後の検認等でトン数等が変更している場合があります。  
**総連合会で船腹調整の対象となっている船舶の引当資格トン数等の確認は、必ず所属海運組合を通じて総連合会に照会して下さい。**

以下に本書使用の便宜のため船舶明細各欄につき詳細に説明する。

- |     |  |  |
|-----|--|--|
| 1 欄 | 英 文 船 名<br>船 名<br>内 航 船 種 区 分  | 本船固有のスペリングによる。<br>本船固有の使用文字による。<br>旧運輸省海運局内航課長通達（海内43号 昭和46年3月31日付）による。ただし、総連合会にて船種に番号を付し28～31と35を追加した。〔別表1〕   |
| 2 欄 | 船 主 名<br>建 造 等 承 認 番 号<br>船 主 登 録 番 号<br>支 援 機 構 持 分<br>引 当 重 量 ト ン 数 等<br>引 当 見 做 し 重 量 ト ン 数<br><br>条 属 件<br>所 属 組 合 | 所有者が2名以上の場合は船舶管理人。<br>総連合会において、建造等承認時に付された番号。〔別表2〕<br>「暫定」は、内航海運暫定措置事業規定による認定船舶で、同規定に基づく解撤等交付金、建造等納付金免除の適用資格を有しない船舶を示す。<br>内航海運業法に基づき、事業者が付される登録番号。〔別表3〕<br>独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構の持分比率（%）。<br>引当資格重量トン数、貨物油槽容積数及び馬力数。<br>自動車専用船、ロールオン・ロールオフ船、プッシャーの引当資格トン数を表示。<br>総連合会にて建造等承認時に承認特殊条件を付されたものに「有」を表示。<br>船舶所有者が所属する海運組合名を略称で表示した。<br><b>全海</b> 全国海運組合連合会 <b>全内</b> 全日本内航船主海運組合<br><b>大型</b> 内航大型船輸送海運組合 <b>内輸</b> 全国内航輸送海運組合<br><b>内夕</b> 全国内航タンカー海運組合 |
| 3 欄 | 起 工 ・ 進 水 ・ 竣 工<br>航 海 速 力<br>次 期 検 査 年 月  | 起工と竣工は年月日、進水は年月。<br>満載航海速力をノット（kt）で表示した。<br>次期定期検査年月を示す。   |
| 4 欄 | 総トン・重量トン・容積<br><br>燃 料 消 費 量   | 各数字とも少数点以下2位までとし、3位以下は切捨て。<br>べール（個品貨物の容積で、雑貨やコンテナ等の貨物船）、グレーン（ばら積貨物の容積で、ばら積専用貨物船や、油・ケミカルタンカー、液化ガス船等）<br>主機、補機用を合算して、航海中の一昼夜の使用量を、A重油、C重油、A/Cブレンド油別にトン（t）で表示。   |
| 5 欄 | 寸 法<br>満 載 喫 水<br>マ ス ト 高  | 登録長、型幅、型深は船舶原簿登録寸法を示す。<br>夏期満載時における平均喫水。<br>上甲板上（船体中央舷側部）からレーダーマスト、デリックマスト等のうち、最も高い位置を示す。  |
| 6 欄 | 船 種  | 用途別にできる限り詳細に分類し次の略号で表示した。  |

貨	一般貨物船	撤	撤積専用船	灰	石灰石専用船	C	フルコンテナ船
油	油送船	木	木材専用船	コ	コークス専用船	LP	LPG船
貨油	貨物/油兼用船	チ	チップ専用船	化	ケミカルタンカー	LN	LNG船
鉍	鉍石専用船	自	自動車専用船		諸薬品運搬船	廃	産業廃棄物船
炭	石炭専用船	自貨	自動車/貨物兼用船		糖蜜運搬船等	水	給水船
ニ	ニッケル専用船	鋼	鋼材専用船	液ガ	高压液化ガス船	冷	冷凍・冷蔵運搬船
ボ	ボクサイト専用船	セ	セメント専用船		アンモニア	曳	曳船
燐	燐鉍石専用船	土	土砂運搬船		エチレン	押	押船
塩	塩専用船		砂利運搬船		塩化ビニルモノマー	押曳	押/曳兼用船
穀	穀物専用船		石材運搬船		プロピレンオキサド等		

積 荷 主たる積荷を、できる限り具体的に表示した。  
 倉 口 寸 法 貨物船は、倉口別にタテ、ヨコの長さ。  
 荷 役 能 力 〕 コンテナ船は、20フィート型コンテナ換算積載数。

自動車船及びフェリーは、積載自動車台数。  
油送船は貨油ポンプの型式と1時間当りの能力 (m<sup>3</sup>/h)、数及び主貨油連結管口径 (吋) を示す。なお、ポンプはポと表示した。

土運船等のガット・バケット・グラブの単位はm<sup>3</sup>。

デリック・ウインチ・クレーンともにトン (t) 数を示す。なお、デリックはデ、ウインチはウ、クレーンはクと表示した。

7 欄 船 型 船舶の外観より三島型、平甲板型、凹甲板型、遮浪甲板型、全通船楼型、二層甲板型、多層甲板型、低船尾楼型、双胴型等に区分した。

船底構造 貨物艙の構造を単底、一部 (一部二重底)、全部 (全部二重底) で示した。  
船側構造 " シングル、ダブルで示した。

主機関種類・馬力 ディーゼルはD、タービンはT、LNGはG、スチームはS、電気推進はE、DFエンジンはWの略号で表示した。主機が複数の場合は合計馬力数とし、型式の最後に×により台数を示した。(例6MS×2)

計量単位の国際標準化に伴い、単位「PS」は「kW」に換算し併記した。

8 欄 運 航 形 態 申告に基づき下記の略号で表示した。

自 自 営 定 定期備船 裸 裸備船 委 運航委託

運 航 者 登 録 番 号 内航海運業法に基づき、事業者が付される登録番号。〔別表3〕

乗 組 員 実乗員数。職は職員、部は部員。

航 海 機 器 次の略号で表示した。

レ	レーダ	音	音響測深機	方	方位測定機	パ	オートパイロット (HCS)
ロ	ロラン	ジ	ジャイロコンパス			程	測程儀 (電磁式)
デ	デッカ	サ	サテライトコンパス			ド	ドップラーソナー
オ	オメガ	風	真風向風速計			湿	船艙乾湿調整装置
N	船位測定機 (Navy Navigation Satellite System)					衝	自動衝突予防援助装置 (ARPA)
A	自動姿勢制御装置 (Automatic Control System)					警	船橋航海当直警報装置 (BNWAS)
D	自動船位保持装置 (Dynamic Positioning System)					H	ヒーティングコイル
G	衛星航法装置 (GPS Receiver)					イ	イナートガス装置
識	船舶自動識別装置 (AIS、簡易型含)					ア	アンチローリングタンク
録	航海情報記録装置 (VDR)					ス	スラスト (方向推進装置)
情	電子海図情報表示装置 (ECDIS)					ハ	ハイブリッド式減揺装置
物	自動物標追跡装置 (ATA)					フ	フィンスタビライザ
図	電子海図 (Electronic Chart System)					可	可変ピッチプロペラ
気	ファクシミリ (気象模写受信装置)					R	レックスプロペラ
衛	インマルサット (海事衛星通信装置)					V	フォイトシュナイダプロペラ
報	船舶警報通報装置 (SSAS)					Z	Zプロペラ
電	電気推進システム					ダ	ダックプロペラ
自	主機自動制御装置、主機遠隔操縦装置					コ	コルトノズルプロペラ
超	超自動化装置 (Shipboard Computer)					F	フラップラダー
T	トラックコントロールシステム (TCS)					S	シリングラダー
航	統合航海システム (Integrated Navigation System)						
ブ	統合化ブリッジシステム (Integrated Bridge System)						
追	航海長距離識別追跡装置 (Long Range Identification and Tracking)						
二	二軸CPP式電気推進システム					ハ	ハイブリッド式電気推進システム
ラ	ラインシャフトCRP式電気推進システム					重	二重反転プロペラ (CRP)
ポ	ポッド式電気推進システム					プ	CFRPプロペラ (炭素繊維強化プラスチック)
タ	タンデムハイブリッド式電気推進システム					排	排ガス浄化装置 (SOxスクラバー)

ハッチ (艙口) カバー 型式は開閉の形状、作業等から次の略号で示した。

巻取	(フォールディング式)	エルマン型、コンベックスタイプ等
折り	(折りたたみ式)	舷側方向 (サイド)、船首船尾方向 (エンド) がある チェーンなどで連結したシングルブル型、マックグレゴリー型等
ロール	(ローリング式)	レールに沿って移動 舷側方向 (サイド)、船首船尾方向 (エンド) がある
積重ね	(積み重ね式)	スタッキング式等
ピギー	(ピギーバック式)	ローリング式と積み重ね式の混合型
リフト	(ポンツーンハッチカバー)	クレーンで持ち上げるタイプ
フタ		
その他		上記にあてはまらない型式

船舶電話、FAX等については、電話 (FAX) 番号のみを表示。

※本書収録の船舶要目の詳細については、すべて船主・運航者及び造船所提供の資料により編集したものです。本書の内容につき誤記ある場合は次版にて訂正致しますのでご指摘ください。  
 ※船主名・船名等の一部の漢字については、新書体となっておりますがご容赦ください。

〔別表1〕内航船種区分

No.	船舶の種類	No.	船舶の種類	No.	船舶の種類
1	一般貨物船	13	バージ	25	二次輸送船(タンカー)
2	石炭専用船	14	被曳はしけ	26	二次輸送船(メキシコ塩)
3	コークス専用船	15	その他の専用貨物船	27	台船
4	セメント専用船	16	一般油送船	28	石材、砂、砂利専用船(海陸船)
5	石灰石専用船	17	L P G 船	29	石材、砂、砂利専用船(陸陸船)
6	含水微粉鉍専用船	18	硫酸または塩酸専用船	30	一般貨物も積載可能なCGC
7	自動車専用船	19	苛性ソーダ専用船	31	一般引当資格のあるCGC
8	ロールオン・ロールオフ船	20	ケミカル専用船	32	スラグ専用船
9	コンテナ専用船	21	アスファルト専用船	33	炭酸カルシウム専用船
10	砂利ガット船	22	その他の専用タンカー	34	アルミナ専用船
11	砂利吸込船	23	プッシャー	35	産廃専用船
12	土運船	24	曳船		

〔別表2〕建造等承認番号

承認番号のうち最初の数字2ケタは年(和暦)を表わし、4ケタは年(和暦)月を表わす。

アルファベットは船型、引当比率を記号化したものである。

船型：

A=500DW未満  
 B= 500~1,000DW  
 C=1,000~3,000DW  
 D=3,000~5,000DW  
 E=5,000DW以上

引当比率：

N= 0~10%  
 1= 10~30%  
 3= 30~50%  
 5= 50~70%  
 7= 70~80%  
 8= 80~90%  
 9= 90~100%  
 S=100%以上

その他：

CGC=Car & General Cargo Carrier  
 (主として自動車(商品車)を輸送するが、一般貨物の輸送も行うことができ自動車専用船)  
 PCC=Pure Car Carrier  
 (自動車専用船)  
 RO =Roll-On Roll-Off Ship  
 (ロールオン・ロールオフ船)

〔別表3〕内航登録番号

(例) 新 関内0011 九内2345 } 最初の漢字は行政官庁(表1)  
 旧・前 運A0011 九T2345 } アルファベットは業種(表2)を示したものである。

(注) 内航海運業法施行規則の一部を改正する省令(平成8年6月17日交付・施行)により、旧規則第4条第1項第1~3号の運送業は一元化され、運輸大臣権限の「運」は、地方運輸局に委譲された。なお、既に許可を受けた事業者は旧許可番号が登録番号となり、貸渡業、運送業の兼業の場合は、運送業の許可番号を登録番号とする。

表1 <行政官庁>

旧		前(平成8年)		新(平成17年)	
行政官庁	記号	行政官庁	記号	行政官庁	記号
運輸大臣	運				
北海道運輸局長	北	同 左	同左	同 左	同左
東北運輸局長	東				
新潟運輸局長	新				
関東運輸局長	関				
中部運輸局長	部				
近畿運輸局長	近				
神戸海運監理部長	神				
中国運輸局長	中				
四国運輸局長	四				
九州運輸局長	九				
沖縄総合事務局	沖				

(名称変更)  
 北陸信越運輸局長  
 記号：変更なし  
 神戸運輸監理部長  
 記号：変更なし

表2 <業種>

旧		前（平成8年）		新（平成17年）	
業 種	記号	業 種	記号	業 種	記号
規則第4条第1項第1号の運送業	A	規則第4条第1項 第1号の運送業	T	区分なし	
規則第4条第1項第2号の運送業	B				
規則第4条第1項第3号の運送業	C				
規則第4条第1項第4号の運送業	D	規則第4条第1項 第2号の運送業	D		
離島航路においてもっぱら生活必需 物資の運送を行う運送業	E	同 左	同左		
特定の者の需要に応じ特定の航路に て特定の貨物の運送を行う運送業	F				
もっぱら湖、沼又は河川において営 む運送業に相当する事業	G				
貸渡業（業法第27条において準用す る場合を含む）	R				